

◎新潟県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、妙高市の大江口土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年2月1日

新潟県上越地域振興局長

1 退 任

理事 妙高市大字西野谷123番地の1 小林 喜久司

退任年月日 平成30年11月27日